

下水道使用料の徴収漏れについて（最終報告）

6月議会で報告した「斐川地域における下水道使用料の徴収漏れ」について、調査結果及び対応状況を下記のとおり報告します。

記

1. 調査結果

斐川地域において公共下水道等を使用されている 8,689 世帯（平成 31 年 4 月 1 日現在）について、下水道の接続状況及び下水道使用料の徴収状況を調査した結果、28 件、2,336,585 円の下水道使用料について徴収漏れがあることを確認しました。

徴収漏れの年次別件数及び金額

年度	H20	H25	H26	H28	H29	H30	計	
件数	1	1	1	4	15	6	28	
金額	請求額	99,339	300,159	228,009	599,648	829,266	65,517	2,121,938
	時効分	142,040	72,607	0	0	0	0	214,647
	合計	241,379	372,766	228,009	599,648	829,266	65,517	2,336,585

※時効分：初回請求時に 5 年が経過し債権が消滅したもの

※**太枠**：追加調査により、新たに確認した徴収漏れ（2 件、614,145 円）

2. 原因

特に徴収漏れの多かった H28～H30 年度の関係職員への聞き取り等により調査した結果、斐川下水道事務所（当時）において、システム登録依頼時及び完了時のデータ確認が適切になされなかったことが主な原因と判断しました。

また、下水道の排水設備申請を担当する斐川下水道事務所と下水道使用料の賦課徴収を委託している斐川宍道水道企業団との間における、料金システムへの登録手順が煩雑であったことや、事務処理マニュアルが作成されていなかったことも原因の一つと考えています。

3. 再発防止策

問題の発覚した平成31年4月以降、下記の3点について対応をまいりました。

- ・チェック体制の強化（料金システム登録手順の見直し、登録完了時データ確認の複数人化）
- ・事務処理マニュアルの整備（東部上下水道事務所・斐川宍道水道企業団間）
- ・適正な管理及び事務執行を関係職員（企業団も含む）に徹底

4. 対応状況

徴収漏れが判明した28件について、該当の方に謝罪するとともに、状況を説明し、時効分を除く徴収漏れとなっていた下水道使用料の支払いをお願いしました。

現段階で、約9割の方が徴収済又は徴収継続中となっています。

残り3件についても、早期徴収に向け、引き続き協議を進めます。

使用料支払状況(令和元年12月2日現在)

	件数		金額（円）	
	件数	割合	金額	割合
全額支払済み	13	46%	574,610	27%
支払中	12	43%	1,336,085	63%
協議中 ^{*)}	3	11%	211,243	10%
合計	28		2,121,938	

*) 支払い方法等を含め、協議中